指定特定相談支援事業所オリブ運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人十字の園が開設するオリブ(以下「事業所」という。) が行う指定特定相談支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理・運営に関する事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切かつ円滑な計画相談支援の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じ、 利用者の選択に基づき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう適切な 福祉サービス等が多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう、配慮して行う ものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者に提供される福祉サービスが、特定の種類または特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健、医療、福祉、就労支援、教育等の サービス期間と連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、及び開発に努めるも のとする。
- 4 事業の実施にあたっては、自らその提供する計画相談支援の評価を行い、その改善を 図るものとする。
- 5 前3項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名称

オリブ

(2) 所在地

静岡県賀茂郡松崎町江奈 157

(職員の職種、員数及び職務の内容)

- 第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。
- (1) 管理者 1人(常勤)

事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

- (2) 相談支援専門員 1人以上(常勤) 相談支援専門員は、利用者の生活全般に係る相談、サービス利用計画の作成及び継 続的なモニタリング等を行うものとする。
- (3) 事務職員 1人(常勤) 必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
 - (1) 営業日

月曜日から金曜日までとする。国民の祝日と12月31日から1月3日を除く。

(2) 営業時間

午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供日

月曜日から金曜日までとする。

(4) サービス提供時間

午前8時30分から午後5時までとする。

(5) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制と

する。

(指定特定相談支援の提供方法及び内容)

- 第6条 指定特定相談支援の内容は、次のとおりとする。
 - (1) サービス利用計画の作成
 - (2) 訪問によるモニタリング
 - (3) 地域の障害福祉サービス事業者等との連絡調整及びサービス担当者会議の開催
 - (4) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
 - (1)から(4)に附帯するその他必要な相談支援、助言等。

(利用者等から受領する費用及びその額)

- 第7条 指定特定相談支援事業者は、法定代理受領を行わない指定特定相談支援を提供した際は、支給決定障害者等から障害者総合支援法(以下「法」という。)第12条第1項の規定により算定されたサービス利用計画作成費の額の支払を受けるものとする。
- 2 指定特定相談支援事業者は、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域を 越えて行う指定特定相談支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、事業所の 自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
- (1) 圏域を超えた場合
- 1 Km につき 20円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ支給決定障害者等に対し、サービスの内容及び費用について説明を行ない、同意を得るものとする。
- 4 第 1 項から第 2 項までの費用の支払いを受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該費用に係る領収証を交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第8条 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援を提供している支給決定障害者等 が当該指定相談支援と同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費 用を除く。)の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給 付費の額を控除した額の合計額(以下「利用者負担額等合計額」という。)を算定するも のとする。

この場合において、利用者負担額等合計額が、負担上限月額(令第17条第1項に規定する負担上限月額をいう。以下同じ。)又は高額障害福祉サービス費算定基準額(令第21条第1項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額をいう。以下同じ。)を超えるときは、指定特定相談支援事業者は、当該指定特定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者等に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、松崎町・西伊豆町・下田市・河津町・南伊豆町、東伊豆町の全域とする。

(主たる対象者の障害の種類)

第 10 条 事業の主たる対象者とする障害の種類 身体障害、知的障害、精神障害、障害児

(虐待防止のための措置)

第11条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行なうとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(苦情解決)

第 12 条 提供した指定特定支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に

対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した指定特定相談支援に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 提供した指定特定相談支援に関し、法第11条第2項の規定により都道府県が行う報告若しくは指定特定相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 提供した指定特定相談支援に関し、法第51条の27第2項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 事業者は、利用者に対する指定特定相談支援の提供により、事故が発生した場合は、速やかに県、市町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

(従業者の研修)

- 第14条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 事業所研修部会年間計画に基づいて実施

(意思決定支援の促進)

第15条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならないものとし、意向確認担当者を選任する。また、意向確認マニュアルを作成し、利用者の希望に沿って、地域社会への移行に向けた措置を講ずるものとする。

(その他運営についての重要事項)

- 第 16 条 事業所は、利用者に対し適切な指定特定相談支援を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておくものとする。
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約 の内容とする。
- 4 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 5 事業者は、利用者に対する指定相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定特 定相談支援を提供した日より5年間保存する。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人十字の園と事業 所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

相談支援事業所運営規程

附則

この規程は、2013(平成25)年4月1日から施行する。 この規程は、2024(令和 6)年7月1日から施行する。 この規程は、2025(令和 7)年3月1日から施行する。